

## 随意契約理由書

1 案件名称

戸籍情報システムソフトウェア使用許諾

2 契約の相手方

富士ゼロックスシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本ソフトウェアの著作権については、契約の相手方が有しているため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7337）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム保守業務

2 契約の相手方

富士ゼロックスシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

戸籍情報システムは、富士ゼロックスシステムサービス株式会社のパッケージソフトを使用したシステムであり、他業者が当該システムの保守を手掛けるには、システムの使用許諾の問題はもとより、システム自体の解析から始めなければならないなど技術的にも非常に困難である。

このため、安全かつ確実に保守業務を行えるのは、当該システムの製造元である富士ゼロックスシステムサービス株式会社のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7337）

## 随意契約理由書

1 案件名称

女性の活躍促進情報発信事業

2 契約の相手方

株式会社 ママそら

3 随意契約理由

本市が取組む女性の活躍促進の情報発信について、いきいきと活躍している女性の姿を「見える化」することにより、市民の理解を深めるとともに、本市における女性の活躍を一層促進することを目的とする事業について、事業者に「情報発信の効率的な運用、効果的な広報ツールや個々の市民ニーズを踏まえた手法を活用することで、より多くの市民に女性の活躍促進の情報を発信し送り届ける」といった成果を上げるために、最も適した内容・手法により実施させることを目的とするものであり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-7655）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

【若者・女性の就労等トータルサポート事業】 ワンストップの総合相談事業

### 2 契約の相手方

有限責任事業組合大阪職業教育協働機構

### 3 随意契約理由

ワンストップの総合相談事業は、受注者が、「就職者数」を成果目標指標とした企画提案を行い、これに基づいて事業を行うこととなっており、この下限を設けた成果目標達成を実現する就労支援事業を実施するためには、高度なノウハウや応用力等を持った事業者を選定する必要がある。したがって、単なる価格競争ではなく、事業の内容・手法並びに成果の目標値について事業者から提案させ、学識経験者等で構成する選定会議において、提案内容により事業目的の達成のため最も適した事業者を選定し委託する方法が、最大限の事業効果を引き出せるものであり、契約の目的を達成する上で妥当であるため、公募型プロポーザルにより事業者選定を行うこととした。今回、契約を締結する相手方は、選定会議において選定された事業者であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用・勤労施策課（電話番号：06-6208-7359）

## 随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 大阪市人権相談事業

2 契約の相手方

一般社団法人おおさか人権ネットワーク

3 随意契約理由

人権相談事業は、相談者の複雑、多様な課題解決に向けて実効性のある予防・救済につなげる必要があるため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

一般社団法人おおさか人権ネットワークは、「大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、事業実施にあたっての企画内容、成果目標の設定内容などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同法人と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 30 年度市民活動に関する相談受付・情報提供窓口の開設・運営業務（大阪市市民活動総合支援事業）

### 2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会

### 3 随意契約理由

本件契約は、市民・市民活動団体・企業等が市民活動上の課題解決のためにあらゆる相談・問合せに適切に対応できる環境を作ることを目的とする業務について、必要な情報の提供や、適切な相談窓口の紹介・取次ぎができ、対応後も適宜助言やフォローなどのサポートを行い、社会課題の解決につなぐという成果を上げるために、民間事業者から幅広い知識と経験を活用した専門性・独創性のある企画提案を広く募集し、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものである。

そのため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

契約の相手方の選定に当たっては、公募によることとし、事業の内容、手法及び目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当（連携促進グループ）（電話番号：06-6208-9833）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 30 年度 ICT を活用した市民活動に役立つ情報発信業務（大阪市市民活動総合支援事業）

### 2 契約の相手方

特定非営利活動法人大阪NPOセンター

### 3 随意契約理由

本件契約は、誰もが市民活動に役立つ情報を容易に取得できる環境を作ることが目的とする業務について、デザイン力により市民活動総合支援事業の有用性や利便性の認知度の向上に向けた広報戦略の構築及びポータルサイトでの魅力・訴求力のある情報発信という成果を上げるために、民間事業者から幅広い知識と経験を活用した専門性・独創性のある企画提案を広く募集し、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものである。

そのため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

契約の相手方の選定に当たっては、公募によることとし、事業の内容、手法及び目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当連携促進グループ（電話番号：06-6208-9833）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 30 年度地域公共人材活用促進事業

### 2 契約の相手方

特定非営利活動法人大阪NPOセンター

### 3 随意契約理由

地域公共人材活用促進事業は、自律的な地域運営や地域活動、さらには地域経営の継続性を促すことができるよう地域の市民活動団体等を支援する「地域公共人材」にかかる人材養成、地域とのマッチング、人材の研修機会の提供及びその情報発信等を行う事業である。

講座等の開催、地域団体との調整など、専門的、技術的な業務内容となることから、本事業の実施にあたっては、広く事業者を募集し、事業者の持つ市民活動を支援する人材育成や市民活動団体の支援に関するノウハウ、大阪市における市民活動や地域活動に関する幅広い知識と経験、専門性などを最大限活用し、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

契約の相手方の選定にあたっては、公募によることとし、事業の内容、手法及び目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものであるため、特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当地域支援グループ（電話番号：06-6208-7344）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 30 年度指定区における夜間の青色防犯パトロール業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社オリエント・サービス

### 3 随意契約理由

指定区における夜間の青色防犯パトロール業務委託については、市民が安全で安心して暮らせるまちをめざし、街頭犯罪発生件数のさらなる減少に向けた取り組みとして、平成 21 年 8 月から実施している。

本事業については、一般競争入札により平成 30 年 4 月に契約を行うが、事業開始の準備期間として、要件を備えた青パトの準備や活動員の確保、府警による証明書の申請などに、概ね 2 か月を要するため、パトロールの実施は 6 月 1 日からとならざるを得ない。しかしながら、4 月及び 5 月の間、本事業が途切れることとなれば、その期間の犯罪発生の増加が強く懸念される。また、青パト活動のような警戒活動については、継続して監視の目を光らせることが犯罪抑止に繋がることから継続して実施する必要がある。

4 月及び 5 月に事業を実施するにあたっては、回転灯、スピーカーなどの装備を整えた青パト 4 台以上、青パト活動のための実施者証を携帯している活動員の確保、団体名が判別できる活動員の服装などが最低要件となる。これらのため、4 月 1 日からの事業開始においては、現在業務を委託している株式会社オリエント・サービス以外は履行が困難である。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により、特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

### 5 担当部署

市民局区政支援室地域安全担当

(電話番号：06-6208-7372)

## 随意契約理由書

1 案件名称

もと市民交流センターよどがわ外7施設機械警備業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

セコム株式会社

3 随意契約理由

もと市民交流センターよどがわ外7施設については、財産処分までの期間を対象とした警備となる。また、新たな事業者と契約を締結した場合、機械設置のための初期投資（工事費等）が必要となることを考慮すると、現行の機械警備を実施している業者の機械を活用し警備を行う方が市費の支出減となることから、現在機械警備を行っている業者へ特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

市民局総務部財産活用担当（電話番号：06-6208-7624）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市法律相談業務委託

2 契約の相手方

大阪弁護士会

3 随意契約理由

本事業は、法律的な知識を要する専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスを行うものであり、その履行にあたっては、区役所での法律相談、ナイター法律相談、日曜法律相談の相談定例日に必要数の弁護士(のべ1,926人)を確保し、また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要がある。

これらを確実に遂行するには、大阪を主要な活動地域としている4,000名を超える弁護士が加入している大阪弁護士会に業務委託することが必要である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪弁護士会を相手方として特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局区政支援室区行政制度担当(業務調整)(電話番号:06-6208-7324)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 30 年度 企業啓発推進事業（企業への人権啓発支援）

### 2 契約の相手方

大阪市企業人権推進協議会

### 3 随意契約理由

当業務は、企業・事業所の経営者や労務・人事担当の管理職などを対象に、本事業における人権啓発講座を通じて、人権問題への理解を深めることにより、企業等が人権を尊重した企業活動を積極的に展開し社会的責任を果たしていくことを目的とする事業について、「効果的な研修内容・手法により、企業等の労務・人事担当の管理職などが基礎知識・啓発スキルを習得し有意義な社内人権啓発の実施に役立つ。」といった成果を上げるために、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものであり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

大阪市企業人権推進協議会は、「大阪市民政局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、事業実施にあたっての企画内容、成果目標の設定内容などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同協議会と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 30 年度 大阪市人権啓発情報誌「KOKORO ねっと」の企画・編集、デザイン製作等にかかる業務

### 2 契約の相手方

株式会社アド・エモン

### 3 随意契約理由

本件契約は、人権啓発情報誌を通じ若年層をはじめとする市民が人権問題への正しい認識を深めることを目的とする事業について、市民（特に若年層）にまずは本誌を手にとってもらい、本誌を通じてより多くの市民が人権に興味をもち、人権課題を身近に感じることで、人権尊重の重要性について市民の理解が深まるという成果を上げるために、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものであり、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

株式会社アド・エモンは、「大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」において、業務の理解度、企画編集力、成果目標の設定内容などで総合的に優れた提案を行い、選定された。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV等の相談対応及びDV等により緊急一時的に保護された被害者等に対する支援業務（その2）

### 2 契約の相手方

一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会

### 3 随意契約理由

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談業務については、相談対応から緊急一時的な保護、さらには保護後の被害者の自立支援までを一貫した体制で行う必要があることから、実施方針、実施体制、所要経費の選定基準を設けて提案させることにより、被害者への迅速な対応、救済を図り、自立を支援することが可能となるため、公募型プロポーザルを実施した。

学識経験者等で構成する選定会議において、提案書及びプレゼンテーションを採点した結果、総合的に優れた提案を行ったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、契約を締結したものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

消費生活相談の処理に関わる法律相談

### 2 契約の相手方

大阪弁護士会

### 3 随意契約理由

当該業務は、本市の相談員が受けた複雑高度化している消費者関連問題の様々な相談内容について、法的見解に基づいた助言を行うことから、消費者安全法や特定商取引法等の消費者保護に関連する法律や消費者紛争をめぐる判例動向・情報に精通し、消費者問題に関する訴訟や消費者と事業者との間のあっせんについての実績のある弁護士を確保しなければならない。

また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要がある。これらを確実に遂行するには、大阪を主要な活動地域としている4000名を超える弁護士が加入している大阪弁護士会に委託することがより妥当であり、当該事業者以外では履行が困難なものである。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

市民局区政支援室消費者センター（電話番号 06-6614-7523）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 30 年度社会課題解決に向けたプラットフォーム構築（ネットワークの構築及び資源情報の発掘・収集・コーディネート、記事の企画編集）業務（大阪市市民活動総合支援事業）

### 2 契約の相手方

株式会社アクセプト

### 3 随意契約理由

本件契約は、市民活動を進めるうえで他の団体や企業と連携・協働を進めやすい環境を作ることを目的とする業務について、市民・市民活動団体・企業等のさまざまな活動主体が、テーマに応じた対話や交流をすることで社会課題の解決につながる基盤を構築するという成果を上げるために、民間事業者から幅広い知識と経験を活用した専門性・独創性のある企画提案を広く募集し、事業者にもっとも適した内容・手法により実施させることを目的とするものである。

そのため、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

契約の相手方の選定に当たっては、公募によることとし、事業の内容、手法及び目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当連携促進グループ（電話番号：06-6208-9833）

## 随意契約理由書

1 案件名称

女性チャレンジ応援拠点運營業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会

3 随意契約理由

地域活動に参画意欲のある女性を発掘し、主要な担い手として活躍できるよう育成、支援することを目的とする事業の実施にあたり、より多くの参画を得て地域における女性の活躍を推進するという成果を上げるため、最も適した内容・手法により実施させる必要があることから、目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同協会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-7655）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 30 年度 J リーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業に係る運営業務

### 2 契約の相手方

大阪サッカークラブ株式会社

### 3 随意契約理由

当事業は、スポーツを通じて幅広い年齢層を対象に人権に関する情報を広く発信し、多くの方々に人権尊重の重要性について理解を深め、人権への関心を高めることを目的としている。

スポーツのなかでも、J リーグは地域密着を基本理念とし、青少年や地域社会等に大きな影響力を有しているため、J リーグチームと連携を図ることで、より大きな効果が見込まれる。

そのため、本市に所在している唯一の J リーグチームである「セレッソ大阪」と連携・協力して実施する。

以上のことから、セレッソ大阪の運営会社である大阪サッカークラブ株式会社と地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号により特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

## 随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度住民基本台帳等事務システムにおける機種更新対応業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

住基等システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元であるエヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当（電話番号：06-6208-7339）